

# 松戸市教育委員会会議録

令和4年8月定例会

# 松戸市教育委員会会議録

令和4年8月定例会

開 会	令和4年8月10日 (水) 午前9時30分	閉 会	令和4年8月10日 (水) 午前11時55分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	中西 茂	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 山形 照恵	○
	教育長職務代理者 武田 司	○	委 員 中西 茂	○
	委 員 伊藤 誠	○	委 員 和座 一弘	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

# 教育委員会事務局出席職員一覧表

令和4年8月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	藤谷 隆	22	〃 補佐	上田 芳子
2	生涯学習部 審議監	小林 清	23	〃 補佐	高橋 宏樹
3	学校教育部 部長	西川 康弘	24	〃 指導主事	神戸 聖明
4	学校教育部 審議監	堤 和子	25		
5	教育総務課 課長	三根 秀洋	26		
6	〃 専門監	壁 和宏	27		
7	〃 補佐	永淵 智幸	28		
8	〃 主幹	小河 孝紀	29		
9	〃 主任主事	染谷 康太	30		
10	市立松戸高等学校 校長	斎藤 則夫	31		
11	〃 教頭	小松 定詳	32		
12	〃 教務主任	中條 圭一	33		
13	学務課 補佐	佐藤 道照	34		
14	〃 補佐	波多江 美奈子	35		
15	社会教育課 課長	白井 眞美	36		
16	〃 施設担当室長	飯沼 修	37		
17	文化財保存活用課 課長	関根 嗣人	38		
18	〃 主幹	橋本 欣之	39		
19	学校施設課 課長	久保田 昭彦	40		
20	〃 補佐	阿部 裕見子	41		
21	学習指導課 課長	菊地 聖子	42		

## 令和4年8月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和4年8月10日（水） 午前9時30分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題  
議 案

4 その他

## 令和4年8月定例教育委員会会議 議題目次

### 議 案

① 議案第20号

令和5年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について

(学務課) … p1

② 議案第21号

令和4年度松戸市議会9月定例会の議案(補正予算)に対する

意見聴取について

(教育総務課) … p4

③ 議案第22号

令和5年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の

教科用図書採択について

(学習指導課) … p9

④ 報告第7号

臨時代理による処分の報告について

(学務課) … p16

**教育長** 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に3名の方から傍聴したい旨の申出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申出がある場合は、事務局への受付をもって許可に代えることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

---

◎開 会

**教育長** ただいまから令和4年8月定例教育委員会会議を開催いたします。

---

◎会議録署名委員の指名

**教育長** 開会に当たり、本日の会議録署名人を中西委員にお願いいたします。

---

◎議案の提出

**教育長** それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案3件、報告1件となっております。このうち、議案第21号は、市長の意思決定に係る重要な事項に属する案件となります。議案第22号は、東葛飾地区西部採択地区協議会の選定結果を受けて、各市教育委員会で教育委員会会議を開催し、教科書を採択することになりますが、会議の開催期日は各市教育委員会の裁量となっておりますことから、本市を含め、各市の決定が相互に影響を及ぼすことなく採択を行う必要がございます。報告第7号は、人事に関わる案件となります。したがいまして、これらの審議を、秘密会としてはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決をとらせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第21号及び議案第22号並びに報告第7号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議がないものと認め、議案第21号及び議案第22号並びに報告第7号の審議は秘密会といたします。

なお、議案第22号の結果につきましては、9月1日以降に公表することといたします。また、秘密会は議事録をとっていないところですが、議案第21号及び議案第22号につきましては記録を残したいと考えています。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**教育長** ご異議がないものと認め、そのように取り計らいます。

次に、日程の変更について、お諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、議案第21号及び議案第22号並びに報告第7号を秘密会にて審議することとなりました。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により議事日程の順序を変更することとし、その他につきましては、秘密会とした議案の前に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議がないものと認め、その他につきましては、秘密会とした議案の前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行は武田教育長職務代理者をお願いいたします。

**教育長職務代理者** それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

議事の進行に際しまして、新型コロナウイルスの感染症予防のため適宜換気を行いますので、ご了承ください。

---

#### ◎議案第20号

**教育長職務代理者** 初めに、議案第20号「令和5年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長補佐、お願いします。

**学務課長補佐** 学務課長補佐、波多江でございます。よろしく申し上げます。

議案第20号「令和5年度使用松戸市立松戸高等学校用教科書の採択について」ご説明いたします。

関係資料をさきの定例会議後に事前配付させていただきました。

本件は、松戸市立高等学校管理規則第19条の規定に基づき、教科書を採択していただくために提案するものでございます。

それでは、議案の内容についてご説明いたします。

選定関係資料の青のインデックス一覧表をご覧ください。市立松戸高校が選定した令和5年度使用教科書の一覧表でございます。

現在申請している来年度の教育課程に沿って選定されました。新1年次と新2年次は、新しい学習指導要領に対応した教科書を使用しますので、番号が700番台のものが選定されています。新3年次は従来の検定を受けた教科書を使用しますので、番号が300番台のものが選定されています。

右端の難易度について説明いたします。教科書の難易度については、各教科担当、教職員の判断に基づいて基礎的なものをA、発展的なものをC、普通をBと記載しております。

インデックス採択調査票をご覧ください。

1枚目が新規に選定された教科書でございます。これらの今回新規に選定した教科書を事務局で事前に調査した結果、全ての教科書が採択の方針及び教科書選定の観点に合致しておりましたことをご報告いたします。

2枚目、3枚目は、新規選定教科書の補足資料でございます。今回新規に選定した教科書について、新旧の状況を補足しております。2年次で使用する教科書については、教育課程の変更に伴う新規選定であるため、旧年使用教科書欄は斜線となっております。3年次使用の古典B、1年次使用の公共で新規に選定した理由は記載のとおりです。

インデックス理由書からは、市立松戸高校から提出された各教科書の選定理由書です。

インデックス趣意書からは、発行者が作成した各教科書の編集の基本方針や特色等が記載された編集趣意書でございます。

このほか、教科書の選定過程等につきましては、市立松戸高等学校校長からご説明申し上げます。

なお、質疑応答につきましては、市立高校校長及び教職員に対応いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

**教育長職務代理者** では、続いてお願いいたします。

**市立松戸高校校長** 市立高校校長の斎藤でございます。よろしく申し上げます。

私からは教科書選定の経過について、ご報告させていただきます。

お手元の資料で、経過報告書という青いインデックスのついているページをご覧ください。

令和4年5月10日付松戸市教育委員会学務課長発文書「令和5年度使用選定教科書の選定について（依頼）」を受理いたしました。

内容につきましては、松戸市立高等学校使用教科書の採択に関する方針及び選定の観点にのっとり厳正に選定することなどの指導がございました。

また、5月2日に千葉県教育委員会主催の令和4年度高等学校教科書選定連絡協議会が実施され、教務主任が出席し、教科書選定に関する説明と諸注意等がありました。

以上のことを踏まえて、5月17日、教務部において選定の方針及び観点、選定の手順や手続などを確認し、各教科主任に連絡をいたしました。

お手元の資料の次ページ、青のインデックス方針の2番、教科書の選定をご覧ください。

具体的には、こちらに示された各事項に基づき、できる限り多くの教科書を比較検討し、最も適切な教科書を選定すること。加えて次ページ、松戸市立高等学校使用教科書選定の観点に示された選定の項目に基づいて慎重に選定するよう指示しております。

経過報告書に戻ります。

5月17日から各教科において教科書の選定作業を開始し、6月1日までに選定教科書一覧並びに選定理由書が作成され、各教科から教務部に提出されました。その後、教頭の指導の下、教務部において提出された選定教科書一覧、選定理由書等が適正であるかを確認しながら取りまとめ作業を行いました。そして6月15日、校長、教頭、教務主任及び教科書係で各教科における選定教科書一覧、選定理由書、選定経過報告書等について内容を最終確認した上で、令和5年度使用教科書を決定し、6月16日、松戸市教育委員会に報告したところでございます。

以上、ご報告申し上げます。

**教育長職務代理者** 議案第20号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご意見等ございますでしょうか。

山形委員。

**山形委員** 山形です。

毎年、膨大な資料もつくっていただき、読ませていただきありがとうございます。教科書を選ぶのは大変な作業だと思いつつ、特に新規のところでは疑問に感じたところとか、確認したいところで質問させていただきます。採択調査書の2ページ目の補足資料1です。令和5

年度新規選定教科書採択調査書補足資料のところ、多くの教科書が教育課程の改編に伴うというところがありますが、ほとんど2年生の教科書が多かったので、全部の教科というわけではなくて、全体像としてどの点が改編に当たって、2年生が変わったというところの大枠のところを知りたいです。

**教育長職務代理者** お願いいたします。

市立高校校長。

**市立松戸高校校長** 今のご質問ですけれども、昨年度から、高等学校におきましては段階的に新教育課程のほうに移行しまして、昨年度は1年生が新教育課程に関わる教科書のほうを採択しております。今年はそれが上がりまして2年生ということで、新教育課程の2年目ということですから、2年生の教科書を中心にこのような形になっているということでございます。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

ほかにございますか。

伊藤委員。

**伊藤委員** まず最初に聞きたいんですが、経過報告書によりますと、先ほどのご説明で5月17日から教科書選定を先生方で開始した、その2週間後には選定教科書一覧ができ上がって、選定理由書も回覧されています。このように約2週間で選定教科書が選ばれたということですが、今年度まで使っている教科書と、それとは違う教科書をいろいろ見比べ、その2週間の間に比較検討されたんだと思うんですけれども、平均して各教科ごとに大体何冊ぐらいの教科書を選定対象とされたのでしょうか。

**教育長職務代理者** 市立松戸高校校長、お願いします。

**市立松戸高校校長** 教科書の選定におかれましては、本校でも教育課程はございますので、それにのっとった形で3年間、継続して学習をするということが一応前提になっております。ですので、1年生に採択した教科書の種類を次の年度に変えてしまいますと、学びの継続性というのが途切れてしまうと。例えば、教科書によって様々な書き方をしていることはございますので、そういったことで生徒たちの混乱というようなことも生じますので、基本は1年のときに採択したものを2年生でも同じような教科書でもってまず検討し、ただ、やはりいろいろと内容の検討も必要ですから、他社の教科書も見ながら、やっぱり継続性として考えたらこの教科書のほうがいいだろうということで、大体1年のときに採択した教科書とほ

とんど同じ会社のものが採択されるという傾向がございます。よろしいでしょうか。

**伊藤委員** そうしますと、客観的に見てその対象になるべき教科書は幾つかあるけれども、やはり継続的に従来使っていた教科書を見て、それで特に問題がなければ基本的にはそれを選定するというような形になる。もちろんその過程でいろいろ不備な点とか、ちょっと疑問があれば何か幾つかの教科書を当たるかもしれないけれども、基本的にはその継続性を重視するというふうに考えていいわけですね。

**市立松戸高校校長** そのとおりです。

**伊藤委員** 分かりました。

**教育長職務代理者** ほかにございますでしょうか。

中西委員。

**中西委員** 中西です。

教科書選定の観点で、1、内容のところの5つ目、他教科科目との関連という観点があると思うんですけれども、この点、非常に大事な点だと思うのですが、これは採択選定とは直接関係ないかもしれないですが、校長先生が把握されている範囲で、実際にこういう総合とか、他教科との関連がうまくできている授業というか、そういうものをどの程度認識されているか伺っておきたいなと思いました。いかがでしょうか。

**教育長職務代理者** 市立松戸高校校長、お願いします。

**市立松戸高校校長** 今のご質問は、他教科との関連性ということでよろしいでしょうか。

**中西委員** あるいは総合の時間との関連。

**市立松戸高校校長** 総合の時間との関連ですね。

**中西委員** それも含めてです。

**市立松戸高校校長** 本校では、総合の時間におきましては、いわゆる探究ということを行っているんですけれども、うちの生徒たちは、要は最終的に自分を、どういう方向で自分の進路を、最終的に人間はどういう人間になっていくべきかというところを見据えた探求というのを行っております。ですので、直接評価と関わるというところはなかなか少ないかとは思いますが、ただ、各教科の学びの中で、やはり自分が将来どのような道に進むべきかというようなことは、やはり自分で感じ取っていきながら、また先生方からご指導を受けながら学んでいくということもございますので、これはもう一概にこうだとは言えないところはあるかと思うんですけれども、全ての教科がやはりそういった総合学習的なものにつながっていくということは、これは言えるんじゃないかなというふうに思っております。

す。

以上です。

**中西委員** できたら、少し具体的な話が二、三伺えればなと思ったんですけども、そこまでは難しいでしょうか。

**教育長職務代理者** 市立松戸高校校長。

**市立松戸高校校長** 例えば、うちの教科課程の中で表現という名のつくものがあるかと思うんですけども、これは例えば自己をどのように表現するかとか、あと自分の考えをどのように書くか、まとめるかというようなことも学ぶわけです。

そういったことから、ほかの社会とか、あと国語とか、あと英語とか、そういった教科で行われておりますので、そういうような形で自分自身を見つめ直すといえますか、自分自身を表現して、そして自分はどうあるべきかということを考えていくというようなことで、総合学習的な観点にもつながっていくのかなというふうに考えております。

以上です。

**教育長職務代理者** よろしいですか。

和座委員。

**和座委員** ちょっとまた別の観点からのお話になるんですけども、新しい教科書というか、そういうものを選ぶに当たって、一つの観点として、やっぱり今様々な問題として、みんなが考えていかなければいけない具体的な話なんですけれども、一つは例えば持続可能な開発目標というふうなことについての関心が非常に高く、前に新年会のときなんか若い人たちが発表をなさっているときに、そういった問題についても非常にお話をしていたのが印象的だったんですけども、そういうふうな具体的な何か新しい観点を考える上で、こういう部分を強調したというようなお話はないでしょうか。例えば、ほかには、今よく言われる、昔から言われることだけれども、とにかく覚えていくということではなくて、新しい問題を解決していかないといけないという様々な問題解決思考というか、そういうふうなことも総合学習の中で重要な観点かとは思いますが、そういうような幾つかの選定をするに当たって、その新しい要素として、こういったものを特に考えながら決めていったといったような部分についてのご説明をいただければありがたいなと思います。

**教育長職務代理者** 市立松戸高校校長。

**市立松戸高校校長** 今、持続可能社会ということでお話が出てきましたので、SDGsのことかなということで解釈させていただきますけれども、それぞれの教科、科目で、貧困ですと

か飢餓、あと教育などの社会面、あとエネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不公平の解消といった経済面、あと地球環境や気候変動などの環境面、この3つの側面を単元のテーマに挙げています。

また、授業で身につけた知識、技能を基にグローバルな視点から、自分たちが持続可能な社会づくりに向けてどのようなことができるかということを考えさせる、SDGsへの視野を広げるような、そういった教科書採択、授業のほうの展開に努めております。

よろしいでしょうか、以上です。

**和座委員** ありがとうございます。

つまり新しい観点を持ちながら、また問題点を自分なりにピックアップしながら進めていくというふうな方向性を持つものを教科書の中に選んでいったということですね。

**市立松戸高校校長** はい。

**和座委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** 伊藤委員。

**伊藤委員** ちょっと個別のことでお聞きしたいんですが、一覧表の英語について国際人文科の1年生から3年生までそれぞれ2冊ずつあるんですが、いずれも啓林館の書籍になっており、恐らく継続的に使われているんだろと思うんですけども、そのうちの人文科の2年生の分が新規になっているのは、これまでは啓林館ではなかったのか、あるいは啓林館なんだけれども、この理由書によると、たしか教育課程の改編に伴う新規採択という分類になっており、それは啓林館のほうで、新しい教育課程に従って何か教科書を変えて、したがってそれが新規にという扱いになったのかということか、ちょっとその辺のところをお聞きしたいのですけれども。

**教育長職務代理者** お願いします。

**市立松戸高校校長** 先ほどご説明申し上げたと思うんですが、昨年度から高等学校は新教育課程のほうに移行しまして、今年の2年生は全て新しい教科書の採択ということになりますので、当然、国際人文科のほうも2年生の教科書は全て新規採択ということになるわけです。

以上です。

**伊藤委員** それで、そのほかの2年生も全部新規になっているのはそういう理由なんですね。

**市立松戸高校校長** はい、そうです。

**伊藤委員** 分かりました。

それで、この英語については、総合英語のところはC評価というか、難易度がCになって

いるんですけれども、理由書の文面から見ると、必ずしもC評価が本当に妥当なのかどうか分からないんですが。多くの写真とかイラストが掲載されて理解しやすいものになっているという記述もあり、何か標準的な内容なのではないかなというのが、この理由書からだけ見ると、そういうような印象を受けるんですけれども、あえてC評価とされた何か特別な理由というか、そのようなものがあつたんでしょうか。

**教育長職務代理人** 市立松戸高校校長。

**市立松戸高校校長** この難易度のA、B、Cについてですけれども、先ほど課長代理のほうからの話があつたと思うんですが、これはあくまでも私たちの感覚でありまして、教科書会社のほうで、これはAですよ、これはBですよ、これはCですよというふうに位置づけているものではございません。内容的に、その教科の担当者が見て、これはCレベルに相当するんじゃないかというような形の感覚的なものでございますので、必ずしも厳密なものではございません。

ただ、Cにしたという理由は、やはり生徒の現状を見た中で、彼らであればこのぐらいの難易度の教科書でも十分ついていけるだろうと、また伸ばすことができるだろうと、そういう視点で、こういったような教科書の採択というふうになっております。

**伊藤委員** それから、もう一点だけ。ちょっと違う科目なんですけど、国際政治・経済という一番最後にある国際教養のところですよ。これについては、国際人文科の3年生で使われているようですが、その理由書を見ると、記述が全体的に平易であるとか、視覚教材を全ページに取り入れているとか、あるいは他の教科書に比べて表現が平易であるとか、非常に使いやすいというような評価で書かれているんですけれども、この印象だけからすると、難易度が標準的なものなのかなという印象を受けます。他方、この科目については国際人文科の学生が最後に3年生になって習うわけで、この報告書のどこかにも書いてあつたんですけれども、国際人文科の学生というのは、将来外国語を使用する職業を希望する者が多くて、いろいろ国際的な感覚を身につけて、国際情勢についてもいろいろ勉強をするというような、そして大学に送り出すというような印象、そういう流れからすると、せっかく国際人文科の3年生の学生が習う国際政治・経済の科目についても、もう少し詳細というか、難易度をもう少し上げたような教科書を、これもB評価といっても、これも先ほど来からの説明で、先生方の直感というか感覚で決められるので、案外内容的にはCに近いのかもしれませんが、何かちょっとその辺、継続的に使うんでなければ、この際、思い切って切り替えることもそんなに難しくないと思いますので、その辺のところを何かもう少し、今回はとにかく今後考

えていただいて、比較する対象をもう少し広げていただいて検討されてはいかがかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

**教育長職務代理者** 市立松戸高校校長。

**市立松戸高校校長** 今のご質問ですけれども、3年生は旧教育課程ということで、古い教育課程に基づいて教科書のほうは採択されております。確かにおっしゃるとおり、国際政治とか、そういったものは非常に重要なことですので、しっかりと子供たちに理解させるという必要はあるかと思うんですけれども、実は英語とかほかの教科の中で、国際人文科は、その国際的な理解とか、そういう部分については十分触れておりますので、無理してここで安易に難易度を上げるよりも、生徒の実態にちゃんと即した上で、きちんと日本の言葉を使つての説明プラス、ほかの教科でも関連して国際的なことを学んでいくというようなことをやっていったほうがいいのではないかとということで、このような採択になっています。

**教育長職務代理者** 併せてご意見として伺いたいと思います。

よろしいですか。

私から1点。ちょっと疑問に思ったところがございます、理解のジャンルで、国際人文科の1年生だけが使う科学と人間生活というのが1年次に、これはどちらかという理科の総合みたいな感じで先ほど教科書を拝見したら、そういったものだったんですが、それで2年生になってから普通科の1年生で使う化学基礎というところになるんですけれども、2年生になってから普通科の1年生が使った教科書をあえて使って教科を学ぶということに、ちょっと不思議だなんて思ったのと、この総合的に理科をやっている科学と人間生活というのが、これも先生方の個人的な観点とおっしゃっていたので一概には言えないんですけれども、これがBという割には、ほかの理科の科目がAというならば、こちらも正直言って見た感覚ではAではないかというふうに想定できたので、一体この年次というか、2年生と1年生が同じものを使うというところが、なぜそうなっているのかというのをちょっとご説明いただきたいと思います。

市立松戸高校校長。

**市立松戸高校校長** 今のご質問ですけれども、理科の選択の関係で、科学と人間生活というのをとった場合、もう一つ基礎科目をとらなくちゃいけないというルールがあるんです。それで、本校の国際人文科では、そういった基礎科目を設定したほうがいいんじゃないかということとで設けてあるんですね。

それで、うちの生徒たちはやはり理科科目については基本的なことをしっかり押さえよう

と、そういった観点でやっておりますので、そののところもしっかりと定着させるという意味で、こういった採択の仕方になっているというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

**教育長職務代理者** ちょっとすみません、1年生と2年生のそのずれがあるというところが、今のご説明でちょっと私理解できなかつたんですけれども、申し訳ないんですが。すみません、もう一度お願いします。

**市立松戸高校校長** 1年生の時点ではしっかりと学ばせたいということはお分かりかと思うんですけれども、やっぱりこのレベルを変えるということについては、やはり生徒の実態というところが一番大きいと思います。生徒の実態を見て、やはりここの教科書の内容であれば、この教科書がいいだろうと。でも、やはり、次の後の科目にいったときに、このレベルの教科書になるとなかなか厳しいだろうから、やっぱりこちらのほうはこのレベルにしようというような形で、やっぱり生徒の状況ですとか、あとこちらが学ばせたい姿勢というのを、そういったものを反映させた上でのレベルと言ったら悪いんですけれども、難易度の変更というふうになっておりますので、そのところは、あくまでも学校の生徒に学ばせたいという、そういった観点で決めているということをご理解いただきたいと思います。

**教育長職務代理者** 今のご説明で理解すると、すみません、一般的な感覚としてなんですけれども、国際人文科の生徒のほう若干偏差値が高いのかなというふうに理解していたんですけれども、それが普通科の1年生が使うものを2年生でもう一度選択として使うというところが、なぜなんだろうという違和感があったんですけれども、それはおかしいですか、私がおかしいですかね。これは感覚的のものなので、ちょっともし回答があれば教えていただきたい。

あと、理由書のところで、帝国さんがつくっているものは、印刷と製本のところで、自然環境に配慮した植物性インキが使用されていますというところを推して、帝国さんのところは書かれているんですけれども、ほかのものについては図版のサイズであったりとか、装丁の美しさであったりとか、堅牢さであったりとか、そういうところが一般的には書いてあるんですが、地図において、そちらのほうの方が大事なんじゃないかなと思ったのですが、これを理由のところに書かれたのかというのにすごく違和感がありました。教員の方はどういう観点で、これを印刷と製本の理由書に書かれたのかというのに若干違和感がありました。これは私の意見ですが、もしお答えいただけるならばお願いいたします。地図ではなくて地理ですね、すみません。地図もそうなんですけれども、そのあたりですね。

**市立松戸高校校長** 質問の内容がちょっといま一つ分からないので、もう一度お願いできますか。

**教育長職務代理者** 理由書のところで、印刷と製本というのは、ほとんどの科目が本のサイズであったりとか、印刷の美しさとか、製本の堅牢さとか、そういったことを主に書いているんですが、たまたま帝国さんが恐らく、この環境に配慮したインキとか再生紙を使っているということで、帝国のところは、ほとんどそれを主に理由書のところに書いているんですけども、何か一元的な書き方だなと正直思ったんですね。地図であるとかというものに関して言うならば、それが第一の理由に理由書に書いてあるのに若干違和感があるというか、やはり印刷の美しさとか、サイズであるとか、そういったほうが理由に挙がるほうが自然なのではないかというふうに思うと、なぜこういう書き方をするのかなというところに違和感があります。

**市立松戸高校校長** 今のご質問ですけれども、こういった地図帳と昔言ったと思うんですけども、こういった資料というのは鮮明に印刷されているのは当然でありまして、恐らく採択のほうの観点では、その一歩進んで、やはり環境に配慮したこととか、あとSDGsとか、そういった言葉が出てきておりますので、社会の教員が選んでおりますから、そういった観点を、ちょっとこういった表記になったんじゃないかなというふうに私のほうではちょっと推測しております。本人から直接聞いたわけではないんですが、そのように、ちょっと社会の先生方というのはやっぱり一歩進んだ考えをお持ちですので、そういったことで、こちらのほうは書いたんじゃないかなと思われまます。

**教育長職務代理者** 見ないで、見る人間たちが今評価しているので、ぜひそのあたり拾っていただけると、今後ありがたいかと思えます。

**市立松戸高校校長** はい、分かりました。

**教育長職務代理者** ほかにご意見等ございますか。

山形委員。

**山形委員** 山形です。

感想と意見と一緒になるかもしれませんが、国語の採択の理由書の中の307番の国語表現でした。307番の国語表現のところで、書くことの苦手な本校生徒を喚起するのに適したという言葉があります。高校生全体として書くのが得意な子は少ないのではないかと、高校生の親として思ったりもしながらの意見です。得意な子もいるし、苦手な子もいる中で、松戸市出身の生徒たちは、先日も言語活用科の授業に参加させていただいたりしていた中で、

その成果ではないですけれども、他市からも生徒さんが来ているので、もし何か、この書くことが苦手というのを、例えば市内の子と市外の子と比べるアンケートをとってみるとか、先生が感じている苦手感と、生徒自身がどのように感じている苦手感など、そういうところでつながっていくのかなと思いました。アンケートの観点や実際にもう既に取り入れて、先ほども表現のところで自己表現の探究学習なども進んでいるので余計な意見かもしれないですけれども、君たちは書くのが苦手なのは、では、どうしたら苦手感がなくなるのだろうかという子供たちの主体を持った観点でのアンケートや、総合学習など、もう行われているとは思いますが、ICT化がどんどん進むことによって、パソコンやスマートフォンなど、いろんなメディアを使って書く自己表現や、言葉にもしないで絵を描いたり、写真を撮ったり、グラフィックをつくったりして表現する時代にはなっています。この理由書の中で、昨年も多分、書くことが苦手と感じているというところがあったと思うので、これは本当に感想と意見という形なんですけれども、もしよければ、そういうアンケートなどをとっていただけると、どうしたら子供たちが書きたいと思うとか、書くことを苦手感としないかというところの知見が分かれば、保護者としても、どんなふうなアプローチで、勉強しているときだけじゃなくて日常の中から書くことの大切さとか、そういうのも何かしら一緒に共同してできる視点みたいなのが届けられるととてもありがたいなと思いました。これは感想と意見になりますが、そのような部分をこの文書の中から感じておりましたというところです。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

ほかにご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

和座委員。

**和座委員** この英語のディベート・ディスカッションⅠというところなんですけれども、708の啓林館を採用した理由のところに書かれておりますけれども、このディベート、要するに互いに言い合いながら議論し合うというふうな部分だと思うんですけれども、私が当時のことを考えると、どういうふうな形でこういった部分を採用して、どこら辺の部分がディベートとして活発に出るような教科書として選定したのか、その部分の長所について具体的に教えていただけないでしょうか。選定理由のところを幾つか書いてありますけれども、先ほど言った、いわゆる問題思考ということでお互いに考えながら、新しい問題点を見つけながら、多分ディベートしながら、いろいろと考えていくんだと思うんですけれども、この教科書を

選ぶに当たっての長所というかそこら辺の部分で、この点がよかったので、こういうふうなディベートとしてこれを選んだというところ。

**教育長職務代理者** 市立松戸高校校長、お願いします。

**市立松戸高校校長** まず、本校の英語の授業の形態についてお話ししたいと思うんですけども、全てオールイングリッシュでやっております。そして、特に国際人文科の授業については、ALTが3名常駐しておりますので、あとこういったディベートですとか、あと自分で表現をする、文章を書いて表現するというようなときには、そのALTが入って授業を展開しております。

やっぱり国際人文科の生徒たちは、非常に英語に対する意欲、あと中学校の学びの蓄積もそこそこありますので、やはり、いわゆる物語的などか、ちょっとそういったものでは当然物足りない。ですから、社会論調のものですとか、あと現代の問題ですとか、そういったものがやっぱり入った内容、こういったものがやはり彼らにとって、これからのSDGsとかの話もありましたけれども、そういったものを扱えるというのが、この教科書の内容としては必要だということで、比較的そういった現代的な問題とか、あと、例えばつい最近の偉人ですよね、例えばノーベル賞を取った方とか、そういったような方の話なんかを踏まえながらも生徒たちで議論していった自分の考えを述べたりとか、意見を交換するというような、そういった授業展開ができる教科書というものを選定しているというふうに考えております。

以上です。

**教育長職務代理者** 和座委員。

**和座委員** 英語教育の中で、私、ちょっと聞いた話なんですけれども、多くの場合、ここ10年間、15年、20年ですね、文化的な要素としての文学的な題材を英語の教科書の中であまり取り扱わなくなってきた、いわゆるコミュニケーションとか、いわゆる実用英語というんですか、そういったものにフォーカスが当たってきているということが言われているようなんですけれども、私はやっぱり、特にそういった実用的な英語に関しては、やっぱり年少時にもっともっとやるべきだとは思いますが、こういった高校生ぐらいになってきた場合には、やはり今のディベートの話もありますけれども、やはりみんながある程度いろんな問題点を考えながらやっていく上で、文学的な素養というのは非常に重要でして、特に外国の方たちと話す機会があったときなんかでは、例えば日本文化についてのいろんな文化なことについて話すことというのが重要になってくるんですよね。そのときにそういう話ができると、お互いにコミュニケーションがとれるなというふうなところがあったりするんです。

そういう意味で、この教科書を選定するに当たって、特にそういった文化的な要素というか、文学的な題材というか、結構深く入っているような、そういう日本的なものも含めてですけれども、そういった文学者だとか、そういうエッセーだとか、そういったものを多く取り扱うような教科書というものを選定していくというのも重要だと思うんです。ちょっと話が、観点が少しずれているかもしれませんが、そういうふうな気持ちというか、そういうふうな考え方というのはどうなのでしょう。選定するに当たって、皆さんのほうで何か考えるものはあったのかどうか、ちょっとそのあたりのお話を聞かせていただければありがたいのですけれども。

**教育長職務代理者** 市立松戸高校校長。

**市立松戸高校校長** 今おっしゃられたとおりです。文学的な素養というのは非常に大丈夫だと思います。

こちらの選定の理由書のほうにも書かれているかと思うんですけれども、先ほどお話あったとおり、やはり子供たちが日本の文化を伝えられないという、外国人とコミュニケーションする中で、伝えられないということは、さすがにちょっとそれはまずいだろうということで、やはりそういったところに視点を置いた教科書、そういった内容が入っている教科書というのを多分選定していると思います。

その文学的な部分については、こればかりはちょっと教科書会社の考え方というのは様々ありますので、それがどこまで載っているかどうかというのはちょっと全部見ていないので、私も何とも言えないんですけれども、ただそういう部分については、例えば補習ですとか、そういった違うところで補うということを学校では対応しておりますので、例えば入試とかになってくると、やっぱり文学的なものというのは結構出てくると思うんですよね。それで、本校では補習等で、やっぱりそういった内容のものを取り上げて、生徒たちにやっているという現状がございますので、ちょっと今の時代の流れ的にはどうしてもコミュニケーションとか、表現力とか、そういったところが多くなってきておりますので、今、お話があったことも確かにごもつともだと思いますので、ちょっと教科書の部分でもし内容が足りないということであれば、学校のほうで対応していきたいなというふうに考えております。

**和座委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** ぜひよろしく願いいたします。

ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** それでは、これで質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第20号を採決いたします。

議案第20号については原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第20号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

---

◎その他

**教育長職務代理者** それでは、会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり議事日程を変更し、秘密会の前にその他に移ります。

事務局より何か報告はありますでしょうか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** 委員の皆様からは、特にございませんか。

(発言の声なし)

---

◎議案第21号及び議案第22号並びに報告第7号

**教育長職務代理者** では、続きまして、議案第21号「令和4年度松戸市議会9月定例会の議案(補正予算)に対する意見聴取について」及び議案第22号「令和5年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書の採択について」並びに報告第7号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第21号及び議案第22号並びに報告第7号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方はご退席をお願いいたします。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、生涯学習部審議監、学校教育部審議監、教育総務課長、以降指定する職員は、各議案で入れ替えてお願いいたします。

議案第21号、社会教育課長、文化財保存活用課長、文化財保存活用課主幹、学習指導課長、学習指導課課長補佐、学校施設課長、学校施設課課長補佐、以上です。

続いて、議案第22号につきましては、学習指導課長、学習指導課課長補佐、学習指導課指導主事、報告第7号につきましては、学務課課長補佐、以上となります。そのほかの方は退席してください。

(関係職員以外の職員退席)

---

(以後、秘密会)

---

◎議案第21号

**教育長職務代理者** それでは、議案第21号「令和4年度松戸市議会9月定例会の議案（補正予算）に対する意見聴取について」を議題といたします。

教育総務課長、お願いします。

**教育総務課長** それでは、議案第21号「令和4年度松戸市議会9月定例会の議案（補正予算）に対する意見聴取について」、ご説明に先立ちまして、一部議案資料に修正箇所が生じたのでご報告いたします。

修正箇所につきましては、資料7ページ上段に記載しております社会教育課・施設担当室の歳出補正予算部分でございます。大変お手数でございますが、お手元に配付いたしました差替え資料7ページをご参照いただきますようお願いいたします。

それでは、議案に移らせていただきます。

本件の提案理由は、令和4年9月松戸市議会に議案として提出を予定しております令和4年度補正予算のうち教育費について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長より意見聴取の申出があったことから、教育委員会議にご審議いただくものでございます。

歳入より順次ご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

県支出金、教育費県補助金の歳入補正額7万円につきましては、心のバリアフリー教育推進事業補助金交付要綱に基づき、地域拠点校の指定を受けた学校で補助金を活用した事業を行うため補正を行うものでございます。

次に、歳出でございます。

6ページをご覧ください。

事業名欄1行目、小学校施設維持管理事業、校舎等改修業務の補正額3,000万円については、施設整備の保守点検等において指摘を受ける等、早急に改善が求められている事項について、安全管保を図るために緊急に修繕を実施するためのものです。

続きまして、小学校施設整備事業、学校建設費の補正額2,700万円につきましては、相模台小学校の増築工事について、工事の全体スケジュールが見えてきた中で、令和5年度当初予算要求では間に合わないことが判明したため、家屋事前調査を前倒しで実施するものでございます。

続きまして、中学校施設維持管理事業、校舎等改修業務2,000万円につきましては、施設整備の保守点検等において指摘を受ける等、早急に改善が求められている事項について安全確保を図るために緊急に修繕を実施するためのものです。

続きまして、児童生徒活動支援事業、児童生徒活動支援業務7万円については、心のバリアフリー教育推進事業補助金交付要綱に基づき交付された心のバリアフリー教育推進事業補助金を活用し、地域拠点校である松戸市立第五中学校にてバリアフリー教育推進の実践に努めるためのものです。

続きまして、7ページにつきましては、別途お配りさせていただきました差替え資料をご覧ください。

社会教育施設費、文化会館管理運営事業、施設維持管理業務100万円につきましては、社会教育寄附金を活用し、市民音楽活動の再開の支援及び利用者の利便性の向上を図るため、利用希望の多い鍵盤打楽器を購入するためのものです。

続きまして、博物館及び美術館費、美術文化関係事業、美術品管理業務3万2,000円につきましては、社会教育芸術文化振興事業への寄附により、市所蔵絵画作品の額縁を購入するためのものです。

続きまして、同じく美術文化関係事業、美術情報管理業務275万円につきましては、寄附受入れを予定しておりますマイセン陶磁器約140セットの作品の状態や評価額等を明らかにするため、確認調査を実施するためのものでございます。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

債務負担行為は、2会計年度以上にまたがって経費を支出する必要がある将来の財政負担を伴うものでございます。

8 ページをご覧ください。

小学校費、学校管理費、工事請負費、小学校施設維持管理事業の債務負担行為の限度額5,089万7,000円につきましては、馬橋北小学校の校舎屋上防水の改修工事を行うため、令和4年度から令和5年度までの2年間で予算要求をするものです。

続きまして、小学校費、学校建設費、工事請負費、小学校施設整備事業の債務負担行為の限度額3,325万3,000円については、松飛台第二小学校の公共下水道敷設に伴い、学校敷地内における下水道の切替え工事を行うため、令和4年度から令和5年度までの2年間で予算要求するものです。

ご説明は以上です。

なお、質疑につきましては担当課からご説明させていただきたいと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

議案第21号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご質問等はございますでしょうか。

中西委員、どうぞ。

**中西委員** 中西です。

6 ページの小学校、中学校、それぞれ緊急に修繕を行うという部分があるんですが、これで3,000万と2,000万ですか。これは具体的にはどれぐらいの学校なのか、特定の学校なのか、何を緊急に修繕する必要があるのかお伺いをします。

**教育長職務代理者** 学校施設課長。

**学校施設課長** 修繕につきましては、施設点検及び学校の要望等により早急に改善が必要な事項について修繕を行うものでございます。

主な内容としましては、今年度施設点検による指摘事項として、自動火災報知器の誤作動による修繕、小学校1校です。屋内消火栓や防火シャッターの不良等、防火設備の修繕など、小学校2校ありますが、それは主立ったものでございます。ほとんどの学校で、施設点検での指摘、あと夏休み中にいろいろな法定点検等を行います。そうしますと、消防設備等の不具合の指摘がございますので、それを早急に直すためのものでございます。

以上です。

**教育長職務代理者** ほかにございますか。

**中西委員** 毎年これぐらいあるものなんですか。点検って、これは毎年やるんですか、消防の。

**教育長職務代理者** 学校施設課長。

**学校施設課長** 施設点検につきましては、毎年本課職員において全学校を回って行っております。また、夏休み等に行う業者による法定点検もございますし、維持管理上、必要な点検もございまして、法定点検等、毎年決まったものもございまして、維持管理上、必要なものも毎年行っているような状況になります。

以上です。

**教育長職務代理者** 和座委員。

**和座委員** 和座です。

額は少ないんですけども、心のバリアフリー教育推進事業のためにお金が出るということですけども、具体的にちょっとどういうことなのか分からなかったんですけども、もう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

**教育長職務代理者** 学習指導課長、お願いします。

**学習指導課長** 学習指導課です。

ご質問ですが、この心のバリアフリー教育推進事業とは、平成29年度から取り組んでまいりましたオリンピック・パラリンピック教育を、オリンピックは終わったのですが、一過性のものとすることなく無形のレガシーとして受け継いでいこうという共生社会の形成を目指し、児童・生徒に他者を理解しようとする気持ちを育てる取組として、千葉県が行う事業でございます。本市からは松戸市立第五中学校が既に指定されておまして、計画書も提出されております。

11月にパラアスリートを学校に招聘して、この方は車椅子バスケットのパラアスリートなのですが、その方をお招きして、実際に子供たちが、その車椅子バスケットを体験したり、その方のご講演を聞いたりするというものでございます。

**和座委員** 分かりました。

**教育長職務代理者** 今、教えていただいた取組なんですけど、補助金は、今、松戸市のことをやっているんですけど、別に他市のことは関係ないかもしれないんですけども、千葉県は全部の市町村に向けてこういう補助金を出して、この共生に対する喚起というか、そういうのをやっていращやるとい事業の、そういう補助金なんですか。ちょっと全体像を教えてくださいませんか。

学習指導課長。

**学習指導課長** 千葉県内の全市ではございませんで、教育事務所ずつに割り振られていて、さらに管内の6市の中から何校というふうな、多分今までのオリンピック・パラリンピックの事業も、県内まんべんなくという形でそのようにされていると思います。今年は松戸市から中学校を選出するというので、五中が推薦されております。ちなみに、五中は去年までのオリンピック・パラリンピックの事業にも関わっていて、指定を受けておりました。

以上です。

**教育長職務代理人** 何か提出するものとかがあつて、それを見て補助を受けるみたいな、そういう流れなんですか。

**学習指導課長** ごめんなさい。冒頭が聞こえなかったんですけれども。

**教育長職務代理人** 五中のほうから、何かそういう提案書みたいなものがあつたという話をされていましてよね。そういうものを何か一時期、この時期までにとかつて提出するような形があつて、それを見て審議されて補助金が出る、そういう形なんですか。

**学習指導課長** 松戸からは中学校1校、ぜひというお声があつて。

**教育長職務代理人** あちらから。

**学習指導課長** はい、そうです。それならば、去年までも五中さんが受けていただいていたので、引き続きいかがでしょうというやり取りがあつて、それで認定されたという形になっております。五中さんもぜひとも続けたいというご意向があつたので。

**教育長職務代理人** 県のほうからオファーがあつて、それにお応えしてという。

**学習指導課長** はい、そうです。

**教育長職務代理人** ありがとうございます。

伊藤委員。

**伊藤委員** 前の点に戻るんですけれども、6ページの上の小学校施設維持管理業務ですが、この説明の中で、施設整備の保守点検等において指摘を受ける等とあり、「等」ですからいろいろあるんでしょうが、そういう指摘を受けるというのは、これは教育委員会のほうで学校のほうへ一斉に何かそういう点検をした結果の報告になるか、あるいは第三者等の点検なのか、そういう項目を誰が指摘されておられるのかなということと、学校サイドがそういう指摘と関係なく、こういうところはちょっと不具合があるのでぜひ直してほしいというような要望も、これで応えられるのかということと、それから、冷房の施設ですが、冷房の保守点検等はこれには入らないで、別の何か予算でやっておられるのかという、ちょっとその辺につ

いてお聞きしたいんですが。

**教育長職務代理者** 学校施設課長、お願いします。

**学校施設課長** 指摘の件でございますが、施設課職員が指摘するものもございまして、先ほども申しましたように夏休みに法定点検といたしまして消防の点検業者が点検をします。それで点検結果を消防局のほうに上げます。そうしますと、消防局のほうから改善命令というか、これは早期に直してくださいというような指摘をいただくことがございます。それに対しては、もう早急にやらなくてははいけませんので、点検の時点で、ある程度うちのほうで早くやらなければというものに関しては、点検結果を見て、うちのほうの判断で先に修繕してしまうものもございまして。

また、学校からの要望ももちろん、この3,000万、2,000万の中で行うような形になります。冷房の関係ですが、冷房は法定点検としましてはフロン点検というのがございます。これは3年に1回行うのですが、そこでフロンの漏れとかがございました場合は、この中で修繕等を行います。ちょっと別枠なんですけど、PFI事業というのを普通教室の冷房化でやっております。PFI事業につきましては、全てフルメンテナンスになっていますので、13年間は修繕費はかかりません。学校の過失で、例えばボールが室外機にぶつかって割れてしまったとか、そういうものに関しては施設課で修繕しますが、それ以外については業者のフルメンテナンスが入っていますので、正常な使い方ですとフロンが漏れたりとか、そういうことで指摘があった場合は、私どもでは負担はしないといったところになります。

以上になります。

**教育長職務代理者** 伊藤委員。

**伊藤委員** そうしますと、夏休みの法定点検というのは消防の関連でされるので、いろんな消火施設であるとか防火の施設であるとか、そういったものが中心になるんだろうと思いますが、例えばどこか階段に不具合があるとか、あるいは消防局とは関係のないようなところの不具合とか、そういったものは特に点検をするわけじゃなくて、学校サイドからの要望を待つというような形になると理解していいのでしょうか。

それから、あと、実際にこのお金を使って修理等をするのは、夏休み中に全部やれるんでしょうか。それとも、やっぱり今年度ずっとかかりそうな感じなんですか。

**教育長職務代理者** 学校施設課長。

**学校施設課長** 学校の随所に関してですが、5月、6月に本課職員で施設点検を行って、その場合で発見される場合もございまして、そのときは教頭先生、もしくは学校関係者の立会い

の下、一緒に回っていますので、この辺大丈夫ですかねというような会話をしながら、施設課の担当職員が見て回る。その場合で、そろそろ直したほうがいいですねとか、そういったところもございます。ただ、年に一回ですので、使っている中でどうしても危険になってしまったりとか、ちょっと使い方を変えたら危険になるような、子供の通り道を変えたりとか、そういったときに、こっちが危険になりますというような学校サイドからの要望にしても、当然対応していくところがございます。

あと修繕ですが、夏休みだけではなく、今年度内に行うものがございます。

以上です。

**教育長職務代理者** 特に夏休み中とかという限定ではなくて、今年度という形で執り行われるということですね。

**学校施設課長** はい。夏休み以外にも点検がありますので。

**教育長職務代理者** よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

山形委員。

**山形委員** 山形です。

7ページの文化会館の楽器の購入についてですけれども、具体的にどのようなものを何台ご購入するか教えてください。

**教育長職務代理者** 社会教育課施設担当室長、お願いします。

**社会教育課施設担当室長** お答えいたします。

楽器の種類につきましては、文化会館で貸し出している楽器のうち、利用の多い楽器ということで、そのうちの鍵盤打楽器、いわゆる鉄琴と言われるものになります。名称としては2台ございまして、1つがグロッケンシュピール、これが1台、あと専用のスタンドです。それから、ビブラフォンという鍵盤楽器が1台、計2台の楽器を見込んでございます。

以上です。

**山形委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** 続けてよろしいですか。これとは直接関係ないですけれども、貸出しの状況というか、どういうふうにご利用されているという普段のご様子みたいなものも併せて教えていただけますか。

施設担当室長、お願いします。

**社会教育課施設担当室長** 利用率の数字については現在押さえてはございませんが、リハーサ

ル室等で練習とかされる中で、今、貸出しができる楽器として7種類ございますが、それぞれ1台ずつしかありません。そのうち、利用の多いものということで、この鍵盤楽器の2台を選定しました。

以上です。

**教育長職務代理者** 今何うと、あまりメジャーでない楽器だけれども、個人で買うには難しいものというか、そういったものはやはりこういうところで、こういうものがきちんとありますという広報があつて、市民の方が、この楽曲でしか使わないのだけれどもというのをぜひ提供できれば、より幅の広い演奏につながるのかなというふうに想像します。ぜひよろしくをお願いします。

ほかにございますでしょうか。

1つ、私からよろしいでしょうか。6ページの相模台小学校の増築工事なんですけれども、相模台小は近年、すごく生徒が増えているということは、もちろん皆さん承知なんですけど、広いかといったら結構学校の校舎も密になりつつあるというか、今回の増設は、以前、河原塚中で増築工事があったときに、プールを潰してという話もございましたよね、去年度でしたか。そういった形で、何か違う弊害があるようなことというのは、今回の場合はないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

学校施設課長、お願いします。

**学校施設課長** 今回建設予定地ですが、遊具等がございます。遊具等の移設等はあると思います。ただ、特にプールにかかるとか、そういうことはございません。ただ、増築後に校庭がどうしても狭くて成り行かないといった場合は、その辺の再編というんですか、いじりはあるかなというふうには思っております。

以上です。

**教育長職務代理者** なかなか厳しいですね。よろしくお願ひいたします。

ほかにございますか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** それでは、ほかにないようですので、これをもちまして議案第21号の質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第21号を採決致します。

議案第21号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第21号は原案どおり決定いたします。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

---

◎議案第22号

**教育長職務代理者** 次に、議案第22号「令和5年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書の採択について」を議題といたします。

議事の進め方につきましては、まず、東葛飾西部採択地区協議会の状況及び令和5年度の小学校及び中学校用教科書並びに附則第9条図書について、学習指導課長から概要を説明いただいた後、担当者から個別の教科書について説明をいただき、質疑・討論を行います。採決は最後にまとめて行いたいと思います。

それでは、学習指導課長から東葛飾西部採択地区協議会での状況について、概要のご説明をお願いいたします。

学習指導課長、お願いします。

**学習指導課長** よろしくをお願いいたします。

議案第22号「令和5年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の教科用図書の採択について」につきまして、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、9ページに記載のとおりでございますが、令和5年度使用小学校、中学校及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について、義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律第13条の規定により、去る7月14日に開催されました第2回教科用図書東葛飾西部採択地区協議会にて各教科用図書が選定されましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条に基づき、松戸市教育委員会として審議し、採択していただくために提案いたします。

簡単に本日までの経過をご報告申し上げます。

5月24日に第1回教科用図書東葛飾西部採択地区協議会を開催し、地区の基本方針、規約等を確認しました。それを受け、6月8日の教育委員会会議において、教科用図書東葛飾西部採択地区協議会の規約及び松戸市の令和5年度使用教科用図書の採択に関する方針について確認と承認をいただきました。7月14日に第2回教科用図書東葛飾西部採択地区協議会を開催し、採択地区における各教科用図書が選定されたところでございます。

この第2回協議会の内容ですが、令和4年3月31日付文部科学省初等中等教育局教科書課長名による令和5年度使用教科書の採択事務処理についての通知において、小・中学校用教科用図書の採択につきましては、令和4年度は無償措置法第14条の規定に基づき無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和3年度と同一の教科書を採択しなくてはならないというふうに定められています。

これに準じて、別紙1、2にあるように、令和3年度に採択された、つまり令和4年度使用の教科用図書と同じものと使用するというので、全員一致の選定がされました。

また、特別支援学級で使用される学校教育法附則第9条の規定による教科用図書については、毎年採択をすることになっておりますので、採択協議会が委嘱しました専門調査員の報告と協議委員による審議を経て、別紙3のように、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書が選定されました。

この後、本市教育委員会において本市の学校教師区指導方針を踏まえ、小学校、中学校用教科用図書並びに学校教育法附則第9条の規定による教科用図書をご審議の上、採択いただきたく存じます。

なお、参考といたしまして、公正な採択に向けて、当教育委員会会議及び各市の採択会議は8月31日までは非公開であることが確認されました。また、教科用図書東葛飾西部採択地区協議会の選定結果は最大限尊重することとされており、本市採択に関する方針においても、原則同一の教科書を採択することになっております。

以上でございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

それでは、個別の教科用図書についてのご説明を続いてお願いいたします。

指導主事、お願いいたします。

**学習指導課指導主事** それでは、特別支援教育の教科用図書について説明させていただきます。

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の教科書につきましては、文部科学省検定済み教科書の当該学年用または文部科学省が著作の名義を有する教科書を使用するのが原則ですが、児童・生徒の実態により、それらを使用することが適切でない場合は、当該児童・生徒が属する学年よりも下の学年の教科書を使用することができます。また、学校教育法附則第9条による一般図書から選択することができます。

文部科学省が著作を有する教科書、通称星本と呼ばれるものについてですが、星1つが小学校低学年用、星2つが中学年用、星3つが高学年用、星4つが中学生用となります。松戸

市内の小学校では、2校において8名が使用しております。また、中学校では12校において139名が使用しております。

次に、学校教育法附則第9条による一般図書は、文部科学省初等中等局通知により、毎年異なる一般図書を採択することができます。

これらは、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級において、当該学校、当該学年用の教科書及び星本を使用することが適当でない場合において、文部科学省初等中等教育局教科書課作成の一般図書一覧から図書の内容、組織、配列、表現、造本等について、特別支援教育及び小・中学校の特別支援の児童・生徒の実態に応じた適切なものであると認められる場合について選択されるものです。

令和5年度使用の学校教育法附則第9条の規定による一般図書一覧には、新たに3冊の図書が選定されております。特別支援学校及び小・中学校特別支援学級の児童・生徒における教育は、個々の認知特性や発達段階に合わせて着実に知識や技能を積み重ねていくことが基本にあります。この3冊は、いずれも内容が工夫されており、児童・生徒の実態に応じた指導を展開しやすくなっております。

それでは、追加された一般図書を説明させていただきます。

1冊目は「ひとりだちするための国語」です。こちらになります。本書は、聞く、話す、読む、書くの基礎を学ぶだけでなく、学んだことを実生活で活用することを想定した本です。内容は、実生活の中で国語の内容が必要とされる場面ごとに項立てされております。また挿絵が多く、ルビも振られていることから理解がしやすく、幅広い実態の児童・生徒が、本書を通して国語の内容を学ぶことができます。

次に、2冊目は「ユニバーサルデザイン絵本6おでかけまるちゃん」です。本書は点字と形や感触の違う凸状の点や線で表現された本で、様々な児童・生徒が楽しむことのできる本です。1枚の厚い紙を蛇腹にして、このような形になっておりまして、裏面にはすごろくがついておりまして、すごろくを楽しみながら、本の内容に親しみながら、遊びを通して他者との関わりも促すことのできる内容となっております。

3冊目は「ミキハウス音のでるおしごとえほんレジスター」です。本書は実際のレジスターを模した本で、バーコードで商品を読み取ったり、電卓のように計算をしたりすることができます。紙のお金も付属されておりまして、買物ごっこをしながら実際の買物に必要な学習をすることができる内容となっております。

令和5年度使用の学校教育法附則第9条の規定による一般図書一覧にある新規3冊につき

ましては、いずれも特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級における児童・生徒の教育に適した内容であると認められます。

なお、今年度は松戸市内の小・中学校では、学校教育法附則第9条の規定による一般図書は使用しておりません。

このほか、視覚障害者教育用教科書として拡大教科書を学校教育法附則第9条の規定による一般図書として選択することもできます。これは弱視児童・生徒のために検定済みの教科書の文字や図形を拡大したもので、通常学級に在籍する児童・生徒が使用することも可能となっております。

以上で終わります。

**教育長職務代理者** 議案第22号については、ただいまの説明のとおりです。

今、新しい選定本をちょっと拝見していただいて、その後に質疑及び討論をさせていただきたいと思います。

どうぞ、中西委員。

**中西委員** 13ページの「ひとりだちするための算数・数学」のところが不採択で線が引いてあるんですが、そこはご説明はいかがでしょうか。

**教育長職務代理者** 学習指導課長。

**学習指導課長** こちらの「ひとりだちするための算数・数学」については、実は不採択となりました。この本は、平成28年度に今のように新規本となった一般図書なんですけれども、それ以降、不採択となっております。

どうしてかといいますと、円柱について説明している箇所があり、「上の面と下の面が同じ形の円で周りを局面で囲まれている形を円柱といいます」という説明がなされているんですが、「同じ形の円」ではなくて、「同じ大きさの円」が円柱の説明としては正しいということですので、その部分が協議で話題になったというふうになっております。

以上です。

**教育長職務代理者** 和座委員。

**和座委員** ちょっと事務的なお話なんですけれども、これは全部で大体140ぐらいですか、これは全部数えますと。それで、この採択された本を、そういった支援学級の子供たちが読むわけなんですけれども、支援学級そのものが、たしか何校かで分かれていると思うんですよね。そうすると、この本はどこにあって、どういうふうな形でみんな読むことになるんでしょうか。

**教育長職務代理者** 学習指導課長。

**学習指導課長** こちらの附則9条本におきましては、各児童・生徒の実態に合わせて考えていくものですので、教科書として1教科1冊ずつ付与することができるということになります。それで、そこまでじゃない、通常学級が使っている検定本で勉強できる子はそちらが付与されるという形になりますので、その該当する子供が持っているということになります。

**和座委員** なるほど。そうすると、いわゆる図書館みたいなものがある、そのところにみんなが行って適当に見るといふ、そういうふうなイメージじゃ全然ないんですね。

**学習指導課長** 違います、はい。教科書として付与されるということになります。

**和座委員** 分かりました。どうもありがとうございます。

**教育長職務代理者** ほかに。

山形委員。

**山形委員** 山形です。

先ほどのご説明で、小学校は使われている方が少ない形で2校で8名、中学校では139名の方が使っているというお話だったんですけども、中学校では具体的に、その139名の方が、どれというわけではないですけども、どんな形でこの9条本を使っているのかというのが、もし分かれば教えていただきたいです。

(「さつき星本……」の声あり)

**山形委員** 星本です。失礼しました。

**教育長職務代理者** 学習指導課長。

**学習指導課長** こちらの星本になるんですが、先ほどの説明にあったように、星4つのものが中学生という目安で使われております。これはあくまでも目安であって、やはり子供一人一人の状況によって星の数は決められていくんですけども、例えばこれが中学生目安の星4つの国語となりますと、中学生が使う内容としてはこのような感じです。国語と算数・数学と音楽だけが、文科省がつくっている星本というものです。こちらは数学ですね、中学生が使う数学はこのような内容ということになります。その内訳までは、ごめんなさい、ちょっと分からないです。

**山形委員** ありがとうございます。

星本、聞き間違えていて失礼しました。その星本も後で少し見せていただくとありがたいです。ありがとうございます。

**教育長職務代理者** ほかにございますでしょうか。

これはあくまでも見せていただいた感想で、先日、キテミテマツドのほうで教科用図書の閲覧をさせていただきました。9条本のほうがかなり多くの冊数が選ばれていて、学校の図書室にあったらいいなと思います。あるいは違う形で活用できるのではないかなと思うようなものが結構私の目にはありまして、例えば五味太郎先生の言葉図鑑なんかは、低学年の言語活用なんかには、絵もとてもかわいらしいですし、何か興味を持って幅広い表現というものにつながっていくのかなと思えて、ぜひ学校の図書館にあればいいななんて思って拝見していました。あと算数のほうでも、童心社さんの「0から10まで」とか、それからなせ戸田デザインのほうの「1から100までのえほん」、この概念の違いみたいなものって、実は結構深いところがあって、何年生ぐらいでやるんですかね、これは。学校の授業はもちろんなんだけれども、プラスアルファとして使えそうなものというのが非常にあるなというふうにお見受けする中で、学校の図書館にこういうものを置こうという、あるいはもう既においているとかという傾向とか、現状とか、そういうものはあるんでしょうか。ちょっと教えていただけますか。

学習指導課長。

**学習指導課長** 今日、あくまでも附則9条本としてのご案内ですので、各学校の学校図書館や、または学級文庫、または特別支援学級のその学級内の本棚、そのようなところに、このような絵本や本は置かれている実態はあります。ただ、全校がこの全部を置いているかというと、そこまでは分かりませんが、例えば五味太郎さんの本とかも、結構小学校ではいろんな種類が学校図書館に既に置かれています。

**教育長職務代理者** 例を聞いてうれしいです。ありがとうございます。

ほかにございますか。

伊藤委員。

**伊藤委員** 小学校と中学校の教科書ですが、先ほど説明あったように、来年度は、まだ一定の期間の範囲内ですので、従来どおり今年と同じものを使うということになりますが、小学校については1年と1学期分、もう既に使っていますよね。中学校は昨年決めたので、今年から今の教科書を使い始めたということになりますね。この教科書ですが、小学校については基本的には採択したときに、私もあまり記憶が定かじゃないんですが、そんなに新しいものを採用しなかったと思うんですけども、中学校については、英語も含めて幾つかの教科書が新しい出版社に替わって、内容が別に大幅に変わるわけじゃないでしょうけれども、先生たちも慣れるのに苦労されたのではないかなと思います。そうした中で各小学校及び中学校

で、今使っている教科書、したがって来年度も使う教科書について、教育委員会のほうに反応が何かあるのか、使いやすくなったとか、いいですねとか、あるいはここのこの教科についてちょっとこういうところがどうのとか、何かそういうような反応というのはございますか。

**教育長職務代理人** 学習指導課長。

**学習指導課長** 今、委員がおっしゃったような反応というのは実際はないです。ですが、いろいろな折に先生方とお話をする中では、やはり例えば中学校の英語ですと、替わったために使いやすくなったという方もいれば、やっぱりちょっと使いにくくなったという方も、両方いらっしゃいます。でも、やはり子供たちが今使っている教科書ですので、先生方は校内の教科部会の中で、その使い方の向上を図る連携を行ったり、話し合いを行ったり、また教科書を実際つくった会社に使い方を説明していただくような、実は先月あった我々主催の英語の研修会でも、教科書会社に、この教科書はこのように使うといいよという講義をしていただいたりして、なるべくその教科書を生かした学びが子供たちに展開されるように、先生方も我々も頑張っているところでございます。

**伊藤委員** 選定の段階では、その専門員の方々がいろいろ事前に調べてご報告いただくんですけども、何か皆さんいいことしかおっしゃらなくて。もちろん悪いことを言えば、それが理由で採用されなくなる可能性があるのではなかなか言いにくいのですが。もちろん、いいところも悪いところも、その使い方次第ということですので、事前の段階では、そういうふういろんな意見を聞いて、先生方にとっての使いやすさ、もちろん一番大事なのは児童、生徒が利用しやすいかということなんでしょうけれども、そういったところから考えると、やっぱりなかなか、どれについても慣れてしまえばそれで、よほど使いにくくしなければずっと使うということになるでしょうね。逆に言うと、採用のときに新しいのに切り替えるというのは、やっぱり先生方の苦労を考えるとなかなか難しいというか、一つ、ハードルがどうしても、それを乗り越えて新しいのにしようとする、よほど決意がないとできないという気がします。現在使っている教科書の先生方や、あるいは生徒の気持ちも踏まえた先生方の評価というか、そういったものが分からないと、なかなかその採用のときにそれを切り替えるというようなことはなかなかできにくいと思います。そういうことから考えると、何かそういう先生たちの、生徒の反応も含めた先生たちの評価というのをなるべく小まめに吸収していただいて、それを我々にフィードバックしていただくとありがたいなど。なかなか言いにくいこともあるんでしょうけれども、そういうふうに思いました。

**教育長職務代理者** ご意見として。

ほかに。

中西委員。

**中西委員** 中西です。

ちょうどいい機会だと思うので、いわゆるデジタル教科書のことをお聞きしておきたいのですが、いわゆる児童・生徒用のデジタル教科書の実証事業というのが全国で行われていると思うのですが、それは実際、松戸市ではどうなのか。あるいは、採択地区協議会でどういう話題になっているのか、そのあたりを少し伺えればと思うのですが、いかがですか、

**教育長職務代理者** 学習指導課長。

**学習指導課長** 学習者用デジタル教科書については、まさにおっしゃるとおり、文部科学省が少しずつお試しを始めていて、松戸でも小・中学校24校において既に、全教科ではないですが、数教科ですが、使われている実態があります。まだちょっとその使い勝手とか、そのようなことはまだちょっとつぶさには聞いていませんが、分かり次第、集約して、またお伝えしたいと思います。

また、西部採択地区協議会の中では、デジタル教科書についての話題は出ませんでした。以上です。

**教育長職務代理者** 教育長。

**教育長** 今年は、先ほど伊藤委員からもあったように、小・中学校の普通の教科書の採択はないので、ですから、教科書のついで議論というのは一切ありません。去年、おとしの中学校、小学校の教科書を採択するときには、もちろん各教科の議論はありましたが、その中でも、デジタル教科書にまで踏み込んだ質問や意見というのはほとんどなかったというふうに記憶しています。メディアに今載るほどの動きは、採択のいろんな議論の中ではまだ出てきていないという感じです。

**中西委員** そうすると、この一覧表で国語から順番にあるわけですが、その中でどれがデジタル教科書が入っているのかというのは分かるんですか。

**中西委員** デジタルも入っているのはどの教科かというのは。

**学習指導課長** 24校ですね。

**中西委員** たしか英語はほとんど入っている。

**学習指導課長** 英語は入って……

**教育長職務代理者** 学習指導課長。

学習指導課長 すみません。ちょっと教科とその内訳についてはちょっと今資料がないので、ごめんなさい、分からないのですが、またお調べしてお伝えしたいと思います。

教育長職務代理者 伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員 完全なデジタル教科書ではないんですけども、各教科書の中にQRコードがついていて、それをクリックするといろいろ聞けるとか、それとは違うのですか。

学習指導課長 それとは違う、デジタル教科書です。教科書そのものが。

教育長 要するに、教科書のデジタル化というか、ICT化についての議論はありました。今おっしゃられたQRコードがどの辺まで入っていいのかとか、資料としてね。それから、どんな効果を生むのかとか、活用があるのかとか、そういった議論は各教科書を採択する中で、去年、おとしはありました。ただ、デジタル教科書というのは全部ひっくるめてデジタルなので。

伊藤委員 その一歩というか、何かデジタル教科書に近づくための……

教育長 その手前までは。

伊藤委員 QRコードでいろいろ何かタブレットで見られるとかね。

和座委員 それはもう増えているんですね。

伊藤委員 それは今の教科書には全部、ほとんどQRコードはついているみたいですが、たしか。

教育長職務代理者 教科書の閲覧のときに、今年もデジタル教科書についてはないということで、もちろん最初から把握していたんですけども、今後は展示のときに、そういったものをしつらえていくような考えというか、そういうのがあるのでしょうか。あと見させていただくこちら、なかなかQRコードに、幾つかは検索してみたりはするんですけども、実際に直接目にとれないものを全部見ていくというのはかなり難しい作業で、そういったものを、例えば次々年度の採択のとき。そのときはぜひそうしていただきたいです。というのは、それを全部見ているというのは非常に難しいことなので、ある程度教科ごとの方がいつもいろんなアドバイスが入ったものをガイダンスをくださるけれども、その中に、例えばそれを見なくても、こういった形ですというようなちょっとした助けというか、全部見なくてもQRコードの先のこととか、あるいはそういうデジタルコンテンツについてどういったことが内容としてあるというのを、説明というか、補助書きのような形でしていただくと助かります。今後もどんどん分量は増えていくと思うんですね。それを限られた時間の中で見ていくの、もちろん先生方もそれをなさる方が逆に大変になるのは承知で申しあげていますが、先生方のプロの観点で、説明をいただくと本当にありがたいと思います。これでも

し展示にデジタル教科書あったら、どれだけ見られるかしらって、思っていたぐらいなので、どういった教科書展示の形が一番ベストなのかというのはちょっと私も描けないんですけども、何かフォローの手段というか、そういうのをいただくと、本当に今後ありがたいなと思っております。よろしく願いいたします、ご検討ください。

ほかにございますでしょうか。

和座委員。

**和座委員** 和座です。

このいわゆる支援学級の子供たちというのは、いろんな病気というか、例えば発達障害とか、あるいは弱視だとか、あるいは場合によっては難聴だとか、いろんな問題を持っている子供たちが中にはいらっしゃるわけなんで、そういうふうないわゆる疾患に、例えば難聴の場合だったら当然、あるいは弱視の場合、そういうふうな病気、そういった弱さというか、そういうことに考慮した上でのこういった図書の選定というのか、それについてちょっとお聞きしたいのと、あとは、例えばこういった中では、当然この選定の基本的な方針というのをちょっと聞かせていただければと思うんですけども、この際ですので。僕なんかはやっぱりこういった支援学級の中でいじめがあってはいけないし、みんながお互いを尊重し合うということがすごく大切だと思うし、それから子ども基本法が出ました。体罰も含めていろんな問題が、僕、何回もここでも話をしますけれども、そういったいわゆる子供の人権ということも非常に重要な観点としてあると思うんですけども、そこら辺のところも含めて、その基本的な方針と、それからさっき言った、いわゆるこういった子供たちの様々な疾病関係、構造の中でのこういった図書に対するご配慮というか、その点についてちょっとお話を聞かせていただけないでしょうか。

**教育長職務代理者** 学習指導課長。

**学習指導課長** 基本的な方針としましては、本当に一人一人の障害に応じた学びに沿う教科書を付与するというのが第一前提でございます。その中で、例えばですが、視覚障害があるお子さんには、先ほどの説明にもありましたが拡大教科書というものが用意されておまして、かなり高価なものなんですけれども、その要望がこちらに上がってきた際には、そのお子さんにはその拡大教科書を給付するという形で対応しております。一つの例でございます。ありがとうございます。

**和座委員** あと、先ほどちょっと話した、いじめを含めた子供のそういった人権とか、そういった個性を尊重する考えとか、そういうのも子供たちの中にももちろん芽生えて、育てていく

必要もあると思うんですけれども、そういった、多分ここの中に書かれている、僕ちょっと全部はもちろん分からないんですけれども、エリック・カールとか五味先生とか、多分そういったものの思想的なものも含まれていると思うんですけれども、こういうふうな、特に支援学級の子供たちが読む本、そしてまた先生たちがそれを読みながら、またいろいろと考える場合に、そういった観点というのはすごく重要だと思いますが、いかがですか。

**教育長職務代理者** 学習指導課長。

**学習指導課長** そこにリストアップされている本は、そのような考えも、人権にも当然配慮されたものが県のほうで選定されていると思います。使う場合には、それに沿った指導をやはり教員も行うということで、子供たちに人権に配慮した教育がなされるようにしています。

**和座委員** そうですね。やはり僕はこういうふうな子供の人権とか、あるいは子供の権利とか、そういうものがまだまだ一般市民の中にも浸透していないし、それから先生方の中にもまだまだ浸透していない。だからこそ、前回お話があったような非常に悲劇的な事件がありましたけれども、ああいった馬鹿げたと言ったらあれだけれども、あんな破廉恥なお話があったんですけれども、そういうものがやはり出てくるということを考えると、こういう場面でこそ、そういった考え方を持ったようなことを、こういった本を通してみんなで考えていく必要も僕はあるんじゃないかなと思うんです。

**学習指導課長** もちろん教科書の範囲内もそうです。それ以外の教育活動においても、全てにおいて、やはりそのような人権に配慮した教育というのはなされなければいけないと思っております。

**和座委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

山形委員。

**山形委員** 最後に、すみません。

和座先生のお話の文脈の流れから、人権とともに、また性教育の絵本というのも最近多く出版されてきています。プライベートゾーン、プライベートパーツに関して、命の安全教育で文科省がスライドをつくり始めて、助産師もこれからも研修を図って学校と協力していきたいなと思いながら、特別支援のお子さんたちに分かりやすい絵本も何冊も出ていますので、もう既にやられているかもしれませんが、読んでも理解できるような、本当に身を守る手段というところを自衛というところと、また先生たちにも喚起するような部分も、両方含まれ

るのかなと思うので、産婦人科の先生などもたくさん本を出されて、本当にいい本が出始めていますので、ぜひそちらのほうもよろしく願いしますという意見です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** それでは、これをもちまして質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第22号を採決いたします。

議案第22号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第22号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

**学習指導課長** デジタル教科書の関係で、私のほうから補足説明のほうを……。

**教育長職務代理者** それでは、先ほどの補足説明をいただけるということですので、よろしく  
お願いします。

学習指導課長。

**学習指導課長** すみません、先ほどのデジタル教科書の数の件です。ごめんなさい、先ほど24  
と申し上げたのは違う数字でしたので消してください、申し訳ありません。

英語につきましては、小・中学校ともに全校に入っております。そして、英語以外の教科  
につきましては、松戸は算数・数学か理科、どちらかを学校が選択するという方法で導入さ  
れております。

以上でございます。

**教育長** 何校。

**学習指導課長** 小学校は算数が43校で、理科が2校。中学校は、数学が15校、理科が3校なん  
です。これは中学校は数学の15と理科の3を足すと18校なんですけれども、こちらは希望が  
かなわなかった2校があったということなんです。ということで、その2校は英語のみ入っ  
ています。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

(「予算……」の声あり)

**学習指導課長** 元々国は、全国の8割方入れるということだったんです。ところが、県に下りてくる間にもうちょっと大丈夫になって、理科と数学についてはそのようになったんですけども、その2校は、ちょっと詳細は、ごめんなさい、分からないんですけども、どちらかの教科を希望したんですけども、それがちょっと予算上かなわなくて、「もう一教科どうですか」と聞いたら、「そっちはもういいです」、「やっぱり第一希望の教科がよかったです」ということで辞退されたので、2校はそのような形になっております。すみません。

以上です。

**教育長職務代理者** 現状としては英語は全校ということで、徐々に拡大していこうという方向性でいらっしゃるということですね。

**学習指導課長** はい。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

**伊藤委員** そうするとデジタル教科書を小学校の英語で既に使われているということですか。

**和座委員** 小学校5、6年は教科書です。

**伊藤委員** 5、6年は教科書になっていますよね。だから、それは通常の教科書を全く使わずにデジタル教科書のみになっているんですか。それとも併用しているのでしょうか。

**教育長職務代理者** 学習指導課長。

**学習指導課長** 紙の教科書も給付されていますので、両方を併用という形になります。併用して使っている。

**伊藤委員** 今日は普通の教科書、次回はデジタル教科書とか、そういうやり方なんでしょうか。

**学習指導課長** それは授業者の授業のやり方によってなんだろうけれども、1時間の中でも、ここは紙で、ここはデジタルでという場合もあるかもしれません。

**伊藤委員** それは各学校、各先生に任されているのですか。

**学習指導課長** そうですね、授業者に、はい。

**伊藤委員** じゃ、結構先生は考えるのが大変ですね。

**学習指導課長** そうですね。でも、基本、同じ内容……

**教育長** 同じものですから、別にどっちでやっても。

**伊藤委員** 同じ内容なんですか。

**学習指導課長** はい。

**和座委員** 英語は音声が出るから、すごく便利だというのは。

伊藤委員 でも、算数と理科は。

学習指導課長 算数と理科も同じように紙もデジタルもあって、その場面、場面で……

和座委員 デルというのは基本的には全く同じものというか、紙に書かれているのと同じようなものが単に、例えばパソコンに出るということですか。

学習指導課長 はい。

伊藤委員 拡大したり……

和座委員 拡大したりできるということですか。

和座委員 線を引いたりとか、そういういろんな作業はできる。

伊藤委員 じゃ、逆に言えば、デジタル教科書でやりますよというときは、普通の教科書は持ってこなくていいわけですね。

学習指導課長 でも、多分毎時間両方持っていると思います。デジタルのほうはタブレットでするので毎日学校にあり、教科書も毎時間持ってきています。

伊藤委員 同じ内容なんですか。

学習指導課長 はい。

和座委員 デジタルで、英語の場合だったら音声というか、それがそのまま聞こえるわけですか。

学習指導課長 そういう機能もあります。

和座委員 ついているわけですね。

学習指導課長 はい。

山形委員 ある会社のもあるということですね。

教育長職務代理者 あまり見たことがないので、ぜひ一度勉強会等をしていただけるとありがたいですね。

教育長 勉強会するところまで必要かなという感じです。

山形委員 ちらちらと見せてもらうだけでも教科書全然違うようです。

教育長職務代理者 まだ見たことが、正直ないので。

教育長 ただ国も、それから教材会社も、はっきりしていないんです。要するに、この場だからあれだけれども、教科書と同じものをデジタル化しているだけではなくて、例えばさっきのQRコードからどの辺まで入るかとか、さっきの音声にしても、要するに何通りかにしてみるとか、繰り返すとか、もうその会社によって全部違ってくるじゃないですか。そこまで含めて、次の教科書は認めるとか、デジタルの部分まで認めたらいいのかとか、入れば切り

がないので。

それと、今、課題になっているのが、課題というふう聞こえてくるのは、QRコードから入っていくと、その通信量というのは教科書会社が払っているんです。そうすると、使われれば使われるほど教科書会社の負担が増える。今、そういったこともあって、文科省のほうのスタンスは、あんまり複雑なものをつくるな、できるだけ……

**和座委員** そうしたら、何のためのデジタルなんですかね。

**教育長** そうなんです。でも、要するに、そうなる、技術の開発とかいろんなものが教科書会社には必要になるので、要するに資本が大きければ大きいほどいいデジタル教科書がつくれるじゃないですか。そこはどんどん深く入れれば入るほど、いろんな工夫できますよね。でも、そういったことが、その会社によって限界がそれぞれあります。そうすると、そこに不公平が生じるじゃないですか、教科書の開発に。そういったこともあるし、いろんな要素が今分かってきて、どの程度のブレーキを国としてかけたらいいか。それで、その辺がはっきりしないから、教科書会社も躊躇しながら今開発をしていると。だから、本当に今ちょっとまだはっきりと。だから、次の来年、再来年の採択時期まで、どういった方向になるのかなというのは。

**教育長職務代理者** 今の教育長の話を見ると、前回の採択のときに山形委員が言っていたのかな、QRを見たらすごくつまらないのでびっくりしたのとかもあるんですよね。わざわざ見るようなことなんだろうかって、結構わくわく感があるんですけども、必要性もないようなQRとか結構あるんですよね。だから、予算の話とか聞くと、なるほどって思ったりしてしまうので、いつかタイミングを見て、いろんなご案内をいただけると、皆さん、すごく興味があると思うので。

**教育長** 今年、2回でしたっけ、やってみたの。

**学習指導課** 展示会。

**教育長** 展示会で2回、2日、3回。

**学習指導課** ブースを設けて……

**教育長職務代理者** あったんですか。

**教育長** うん、あった。

**教育長職務代理者** そうですか。

**学習指導課長** ちょっと時間限定だったんです。

**教育長** 残念でした。

山形委員 そうなんですね。

教育長職務代理者 知らなかった。そうなんですね。

学習指導課長 でも、各教科書会社のホームページをのぞいていただけると……

山形委員 じゃ、見ましょう。

教育長 そうですか。

教育長職務代理者 そのほうが早いですね。

山形委員 そのほうが早いですね。

教育長職務代理者 そうします。ありがとうございます。

学習指導課長 すみませんでした。

教育長職務代理者 いえ、ありがとうございました。

---

(関係職員等入室)

教育長職務代理者 それでは、ご報告いたします。

秘密会にて、議案第21号及び議案第22号は原案どおり決定し、報告第7号につきましては承認されましたことを報告いたします。

本日予定していた議題は以上でございます。

それでは、議事進行を教育長にお戻しいたします。

教育長 それでは、次回の教育委員会会議の日程についてです。

次回の教育委員会会議は、令和4年9月14日の水曜日午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催してはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようですので、次回、令和4年9月定例教育委員会会議は、令和4年9月14日水曜日午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

---

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、令和4年8月定例教育委員会会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時55分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員